番号	事項・内容	理由
1	卸売業者は、市場におけるせり売の業務で使用するせり人について、市 長に届け出なければならない。	公正・公平な取引を確保するため。
2	卸売業者から買受の業務を行おうとする者は、市長の許可を得なければならない。	公正・公平な取引を確保するため。
3	買受人は、代理人をもって卸売業者から買受をしようとするときは、卸売業者を通じて、市長の許可を得なければならない。	公正・公平な取引を確保するため。
4	卸売業者は、生鮮水産物等について卸売のための販売委託の申込みがあったときは、正当な理由がある場合を除いて、その引受けを拒んではならない。	公正・公平な取引を確保するため。
5	買受人は、魚市場において、その取引品目に属する生鮮水産物等について販売の委託を引き受けてはならない。	公正・公平な取引を確保するため。
6	市長は、せり売又は入札の方法による卸売の場合において、不正な行為 があったときは、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を 命ずることができる。 市長は、卸売業者又は買受人に不正な行為があったときは、売買を差し 止めることができる。	公正・公平な取引を確保するため。

番号	事項・内容	理由
7	卸売業者は、卸売の数量、卸売価格その他の規則で定める事項を市長に報告しなければならない。	卸売業者の適正かつ健全な運営を確保するため。
8	取引参加者は、食品衛生法その他の生鮮水産物等の品質管理に関する法 令を遵守し、生鮮水産物等を適切に管理しなければならない。	安全・安心な生鮮水産物等の流通を確保するため。